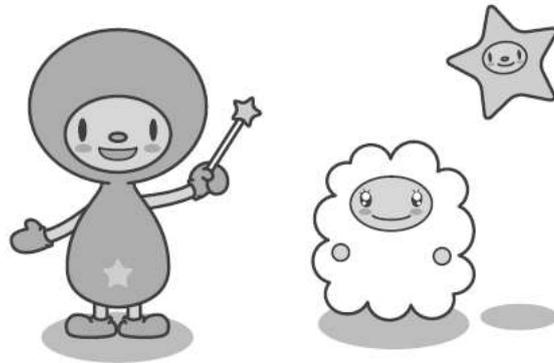


日 高 市

公立保育所の在り方に関する基本方針



日高市子育て応援キャラクター
きらり ✿ ふわり ✿ ぴかり

令和6年7月

日 高 市

目 次

第1章 基本方針策定に当たって	1
1 策定の趣旨及び位置付け	1
2 策定までの経過	3
第2章 保育を取り巻く現状と課題	5
1 人口の状況	5
(1) 人口推移	
(2) 出生数	
(3) 就学前児童数の推移	
2 保育の状況	7
(1) 保育施設の設置状況	
(2) 就学前児童数、入所児童数、定員数の状況	
(3) 待機児童数	
(4) 要加配児童数の推移	
(5) 児童相談件数の推移	
3 公立保育所の状況	12
(1) 公立保育所の施設の状況	
(2) 公立保育所の運営費	
(3) 公立保育所の保育士の状況	
4 保育を取り巻く課題	14
(1) 就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し	
(2) 保育の質の確保	
(3) 障がい児等に対する保育ニーズへの対応	
(4) 公立保育所の施設の老朽化と財政的課題	
【参考】保育関係運営費の推移	15
① 一般会計決算額と児童福祉費の推移	
② 保育所運営費の推移	
③ 民間保育園運営費内訳の推移	
④ 保育施設の整備費について	
⑤ 保育所の運営費内訳について	

第3章	今後の公立保育所の役割	-----	18	
1	地域における子育て支援施設としての役割	-----	19	
	(1)	地域の子育て家庭を支援します		
	(2)	地域での問題解決のため、交流や連携を行います		
2	民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割	-----	20	
	(1)	保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保します		
	(2)	民間との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図ります		
3	セーフティネット及び支援が必要な児童の受入体制を確保する役割	-----	21	
	(1)	セーフティネットとして保育の受皿となる機能を維持します		
	(2)	配慮を必要とする児童の受入体制を確保するとともに、民間保育園での受入れを支援します		
	【参考】	公立保育所と民間保育園について	-----	22
第4章	公立保育所の適正配置と定員調整	-----	23	
1	公立保育所の適正配置についての考え方	-----	23	
2	統合計画について	-----	24	
	(1)	高麗川保育所と高根保育所の統合について		
	(2)	高根保育所の入所計画		

第 1 章 基本方針策定に当たって

1 策定の趣旨及び位置付け

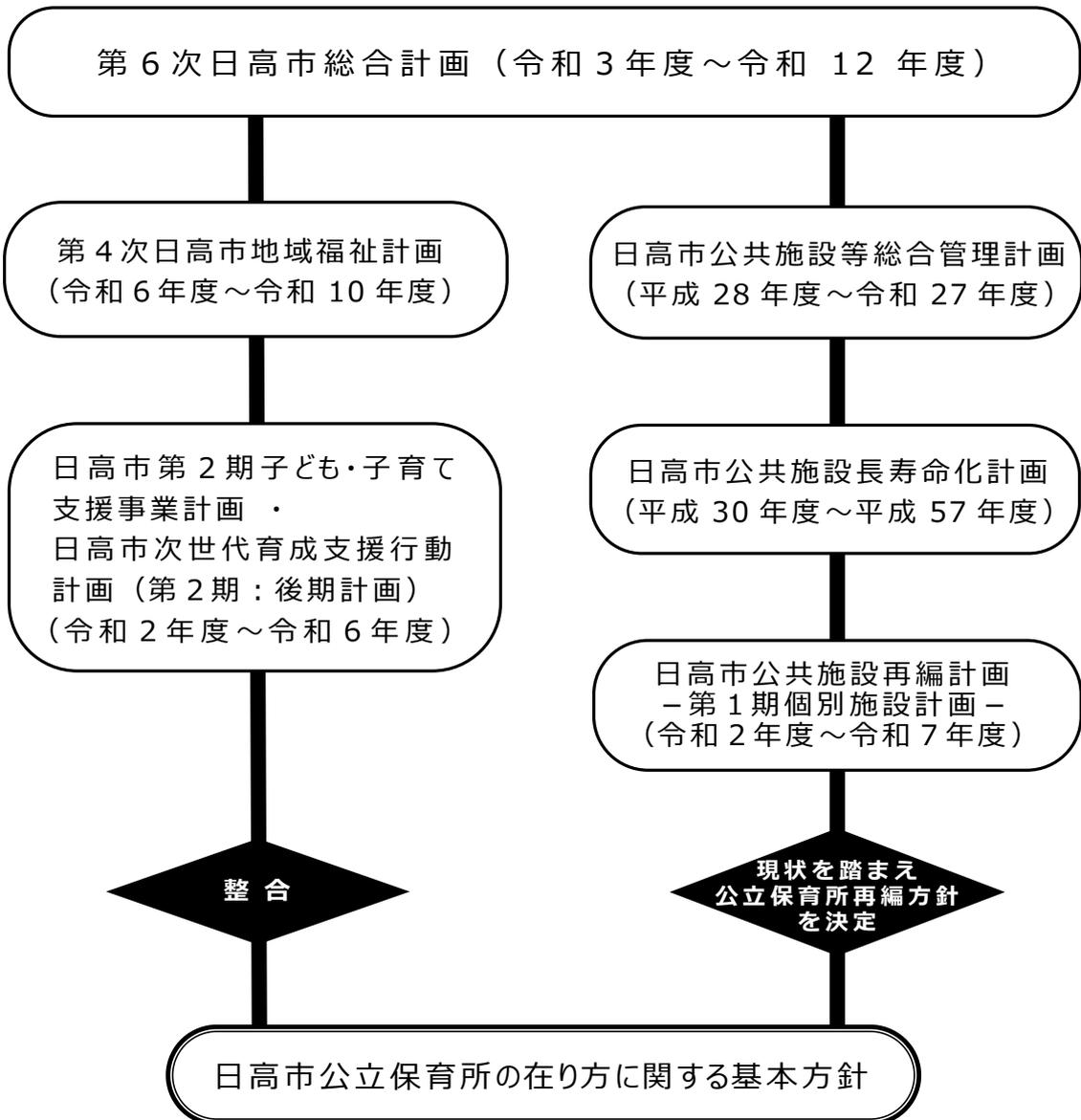
本市では、これまで、共働き世帯の増加などの要因による保育施設の入所希望者の増加を鑑み、「日高市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」に基づいて、民間活力を生かし、積極的に保育施設の整備を推進し、待機児童の発生防止に努めてきました。令和 6 年 1 月現在、公立保育所 3 園のほか、民間では、保育園 5 園、幼保連携型認定こども園 2 園、地域型保育事業所 3 園が設置されており、民間の 10 施設で本市の定員数の 7 割を担い、公立保育所を合わせた定員数は充足が続いています。その結果、平成 27 年 4 月から「待機児童 0 人」を継続しています。

現在、本市の就学前児童数は減少傾向にあり、保育施設の定員数が更に過大となることが予想されることから、今後は、保育施設における保育の需給バランスを調整することが課題となるものと考えられます。一方では、就労形態や核家族化などのライフスタイルの多様化などに起因して、保育や子育て支援に対するニーズが多様化してきており、更なる保育の質の向上について考えていくことが必要です。

また、本市の公立保育所は、築年数が 47 年を経過しているものもあり、必要に応じて修繕を行いながら使用していますが、施設の老朽化が進行している状況です。日高市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）及び日高市公共施設再編計画～第 1 期 個別施設計画～（令和 2 年 3 月策定）では、今後の需要動向を見定めながら必要な施設の更新などを行うこととしており、高麗川保育所及び高麗保育所は維持、高根保育所は再編方針として高根中学校への移転等を検討することとしています。

本基本方針は、就学前児童数の減少や保育ニーズの多様化という課題に対し、公立保育所がどのような役割を担い、市全体の保育環境をどのように維持・向上させていくのかなどの今後の方向性の検討と併せて、公立保育所の再編方針を現状を踏まえて再検討することによって、本市の保育の質や機能の向上を推進するため策定するものです。

■基本方針の位置付け



2 策定までの経過

本基本方針を策定するに当たり、児童福祉法に基づき設置されている日高市児童福祉審議会に付して報告や意見聴取を実施したほか、できるだけ多くの関係者の声を反映した検討を行うため、保護者や保育従事者へのアンケート調査などを実施しました。

① 日高市児童福祉審議会

学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される日高市児童福祉審議会において審議を行いました。

■実施概要

日時	内容
令和4年11月9日(水)	現状確認、意見募集の方法
令和5年7月31日(月)	アンケートの結果、今後の在り方、基本方針の確認
令和6年2月6日(火)	素案の確認
令和6年7月16日(火)	基本方針の案の承認

② アンケート調査

実際に保育施設を利用されている保護者や保育従事者を対象とするアンケートを実施し、保育の現状や当事者の意見を把握しました。

また、公立保育所の在り方として、地域の子育て支援拠点としての役割が求められることから、在宅で子育てを行う保護者を対象とするアンケートを実施しました。

■実施概要（保育施設を利用している保護者、保育従事者）

対象者	①市内の保育施設を利用する児童の保護者 ②担任保育士
実施方法	各保育施設を通じて対象者に通知を配布し、電子申請サービスを利用した無記名のオンライン形式のアンケートを実施
調査期間	令和5年1月18日(水)～1月31日(火)
回答結果	① 保護者 対象者数：703世帯 回答数：226世帯 回答率：32.9% ② 担任保育士 対象者数：171人 回答数：94人 回答率：55.0%

■実施概要（在宅で子育てを行う保護者）

対 象 者	在宅で子育てを行う家庭の保護者
実施方法	子育て総合支援センター「ぬくぬく」、高根児童室「おひさま」の利用者へ、チラシを配布し、電子申請サービスを利用した無記名のオンライン形式のアンケートを実施
調査期間	令和5年2月7日（火）～3月27日（月）
回答結果	回答数：6人（チラシ231枚配布）

③ 保育施設等の関係者ヒアリング

実際に保育に関わる方々の生の声を聴くため、保育所保護者会や食育講座に参加した保護者にヒアリングを実施しました。

■実施概要

令和5年5月31日（水）	高根保育所の保護者
令和5年6月7日（水）	高麗川保育所の保護者

④ 市民コメントの募集

素案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

また、市民コメントの募集について事前に各公立保育所で2回ずつ保護者への説明会を実施しました。

■実施概要（市民コメント）

期 間	令和6年3月5日（火）～4月5日（金）
閲覧場所	市役所行政情報コーナー、子育て応援課、文化体育館「ひだかアリーナ」、各公民館、生涯学習センター、子育て総合支援センター「ぬくぬく」、各公立保育所、市ホームページ
結 果	提出者：3人 意見数：16件

■実施概要（保護者説明会）

会 場	実施日
高麗保育所	令和6年2月22日（木）、2月28日（水）
高麗川保育所	令和6年2月19日（月）、2月29日（木）
高根保育所	令和6年2月20日（火）、2月26日（月）

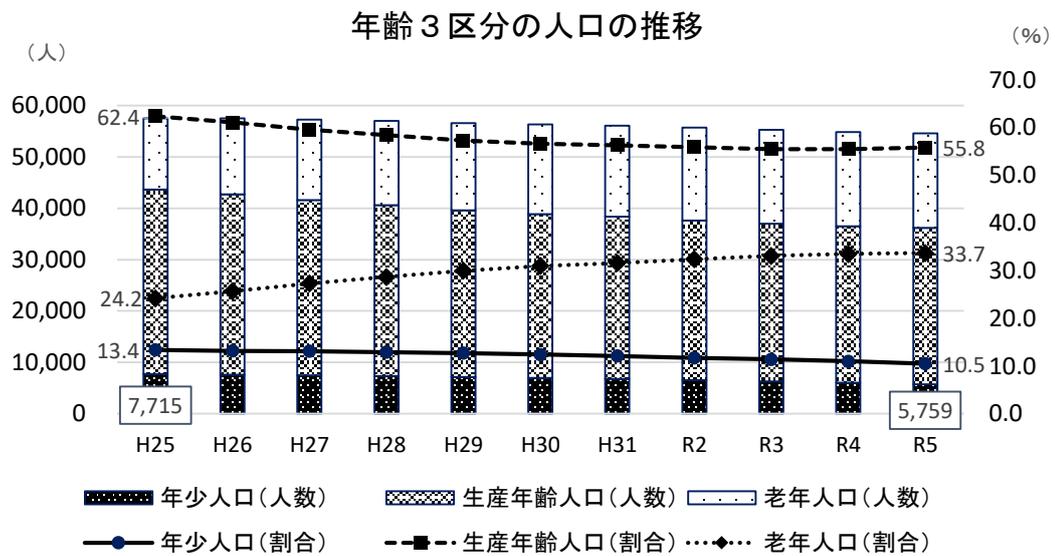
第2章 保育を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和5年1月1日現在 54,615 人となっています。

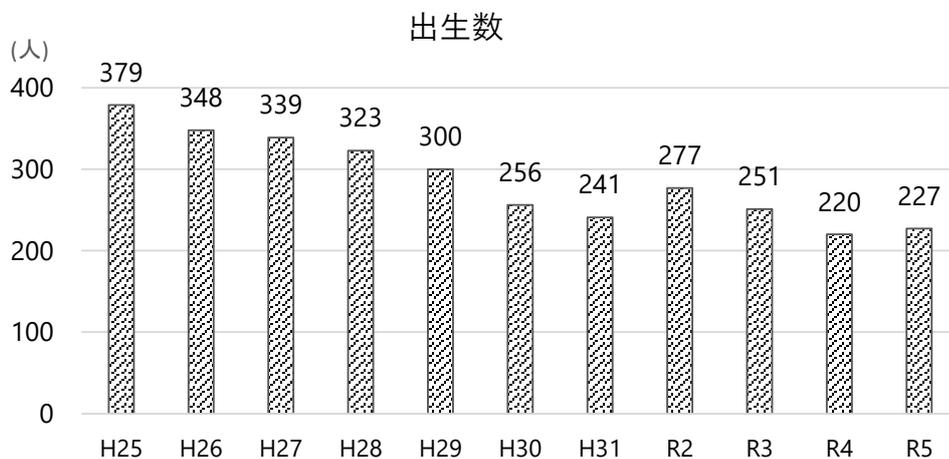
年齢3区分人口のうち、年少人口（0～14歳）は、平成25年の7,715人から令和5年の5,759人に、その割合も平成25年の13.4%から令和5年の10.5%に減少しており、少子化が進んでいる状況です。



資料 統計ひだか（各年1月1日現在）

(2) 出生数

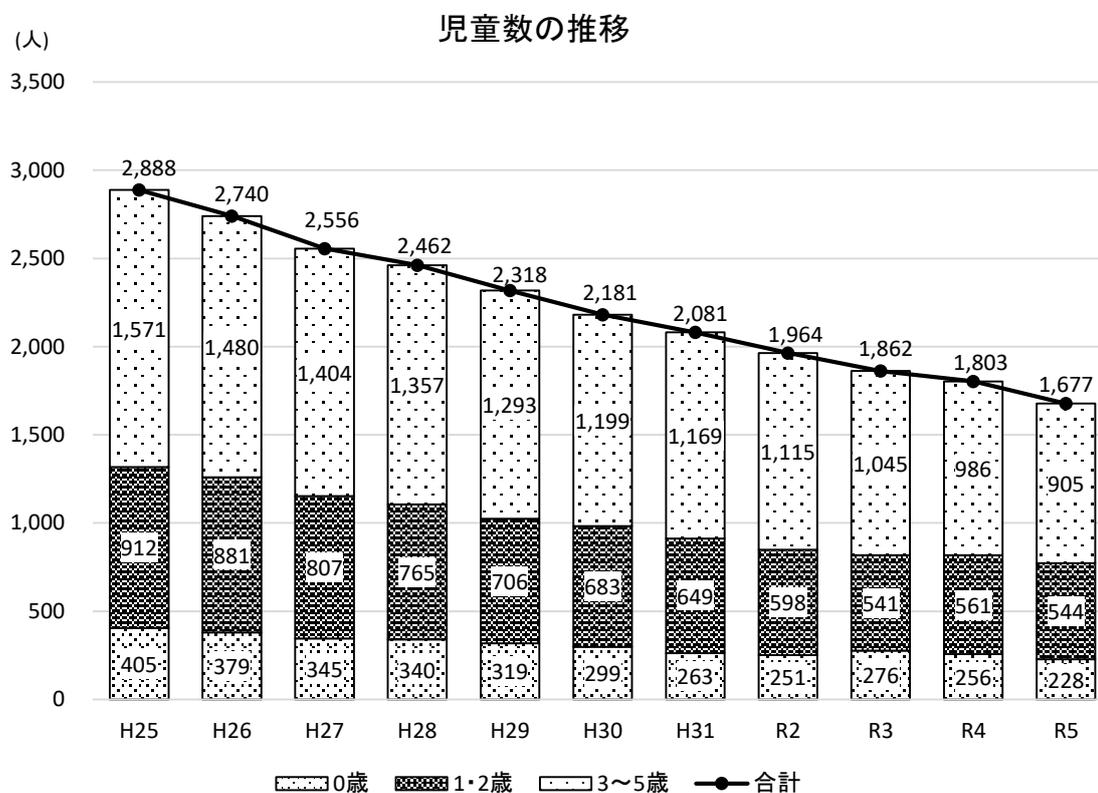
本市の出生数は、平成23年を境に減少傾向にあり、平成25年度から令和5年度までの10年間で約40%減少しています。



資料 統計ひだか

(3) 就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳までの児童数は、年々減少しており、令和5年4月の児童数は1,677人であり、平成25年の2,888人から約42%減少しています。



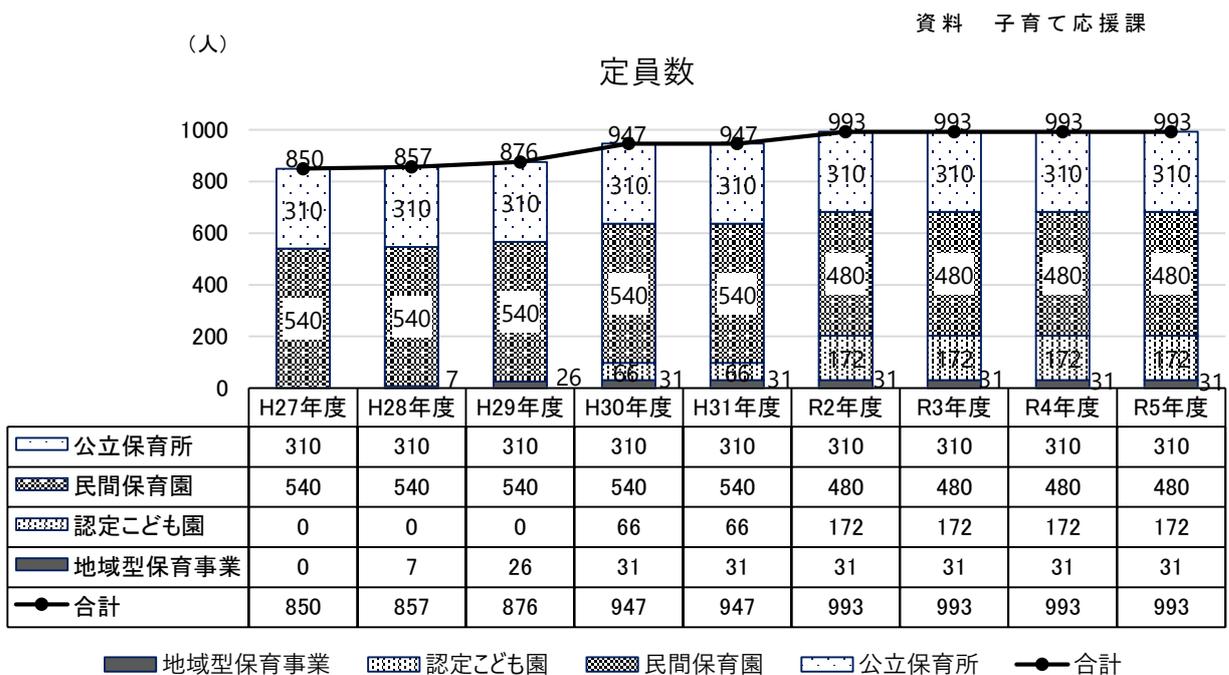
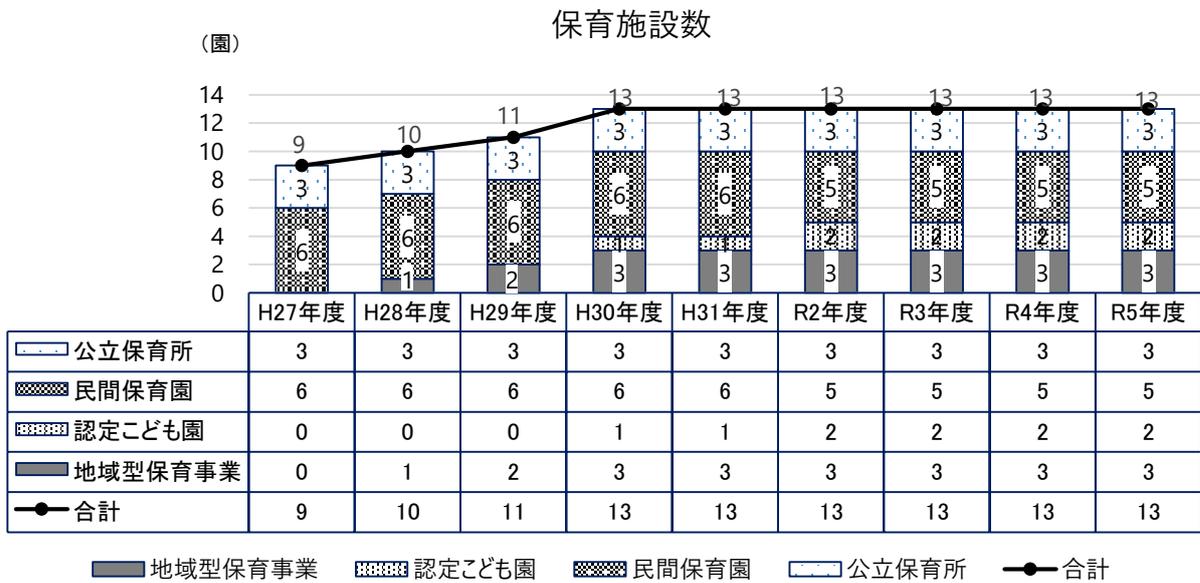
資料 住民基本台帳

2 保育の状況

(1) 保育施設の設置状況

本市の保育施設は、平成30年度に幼稚園が認定こども園に移行し、令和2年度には民間保育園と幼稚園による認定こども園が開設され、令和5年4月1日現在、公立保育所3園、民間保育園5園、認定こども園2園、地域型保育事業3園となっています。

また、定員数も認定こども園の開設によって拡大し、令和5年4月1日現在 993人となっています。



※1 各年4月1日現在

※2 地域型保育事業の定員数は、従業員枠を除く。

資料 子育て応援課

■ 保育施設及び子育て支援施設の位置図



[公立保育所]

- ① 高麗保育所
- ② 高麗川保育所
- ③ 高根保育所

[民間保育園]

- ④ 光進保育園
- ⑤ 高萩保育園
- ⑥ 開栄保育園
- ⑦ あさひ保育園
- ⑧ 日高どろんこ保育園

[認定こども園]

- ⑨ フレンド認定こども園
- ⑩ 日高ふじみだい認定こども園

[その他保育施設]

- ⑪ 武蔵台わんぱく保育園
- ⑫ ひまわりのおうち
- ⑬ キッズあさひ

[幼稚園]

- ⑭ さやまが丘幼稚園
- ⑮ たかはぎ幼稚園

[子育て支援センター]

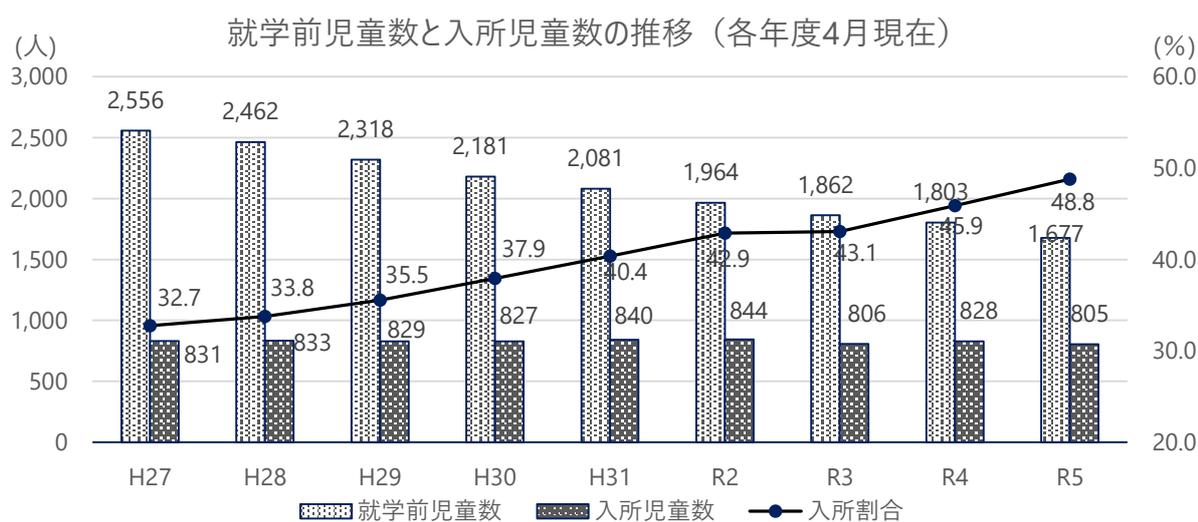
- ⑯ 子育て総合支援センター「ぬくぬく」
- ⑰ 地域子育て支援センター「くるみ」
- ⑱ 地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」
- ⑲ ぬくぬく出張ひろば「おひさま」

(2) 就学前児童数、入所児童数、定員数の状況

市内の就学前児童数と保育施設への入所児童数（市外保育施設への入所児童を含む）の推移を見ると、保育施設への入所割合が増加していますが、就学前児童数が減少していることから、保育施設への入所児童数の変化はほぼありません。

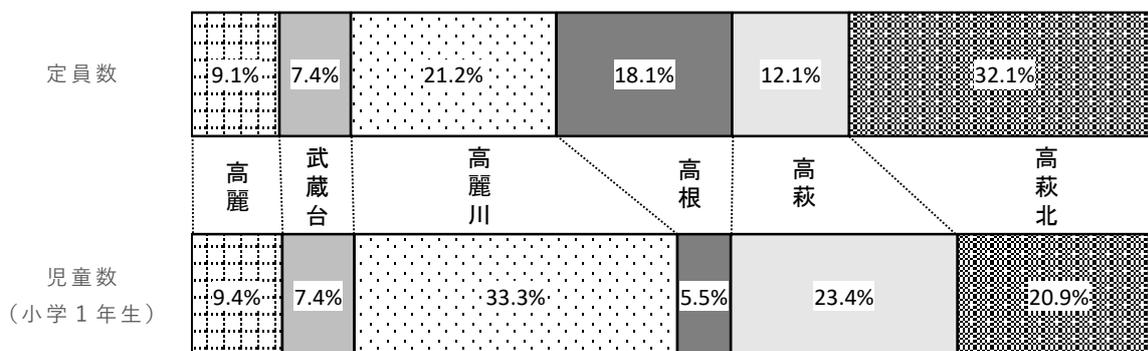
さらに、定員・児童数の地区別の内訳を見ると、令和5年4月現在で定員数が最も多いのが高萩北地区となっています。また、各地区の定員数の内訳と児童数（就学前児童数と同様の分布をしていると考えられる小学1年生の児童数）の内訳を比較すると、高麗川地区では定員数が過少である一方、高根地区では定員数が過大な状況にあると言えます。

入所できる保育施設は住所のある地区に限定されないものの、利便性の観点から各地区における応分の定員を確保するべく、今後も各地区で保育を行う民間事業者が継続して運営体制を維持できるよう支援を続けることが必要です。



資料 子育て応援課

定員・児童数の地区別内訳（令和5年4月）



資料 子育て応援課（定員数）
統計ひだか（児童数）

(3) 待機児童数

平成 27 年 3 月に開始した「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園から認定こども園への移行が推進され、本市でも現在までに 2 園が認定こども園へ移行し、教育と保育を担う施設として、保育定員の拡大が進んでいます。また、地域型保育事業所である小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所が整備され、保育需要の増加への対応が進み、本市では、平成 27 年 4 月以降、待機児童は発生していません。

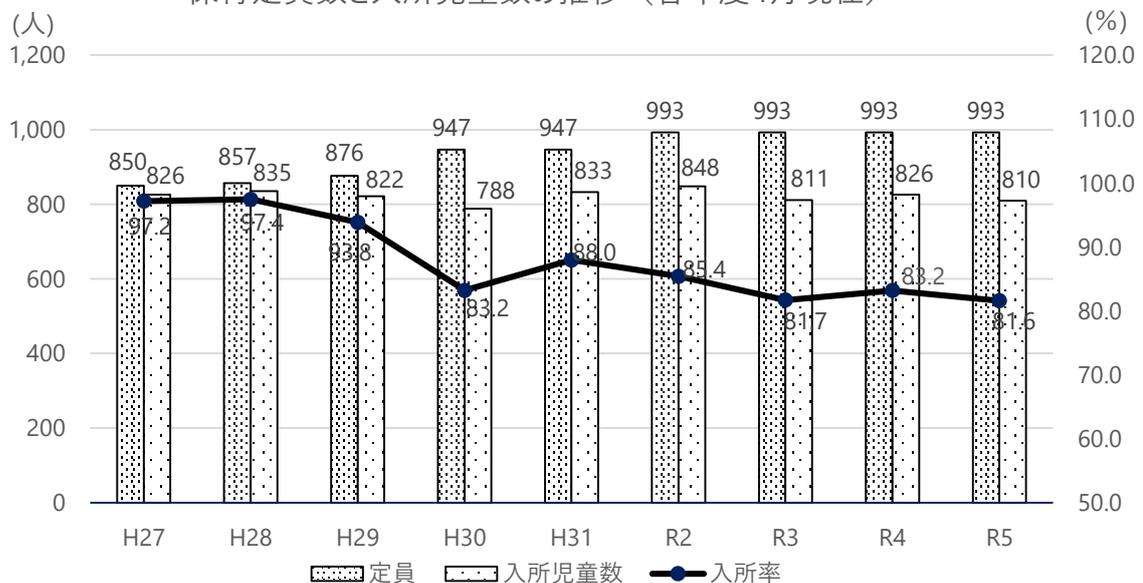
※下表、下図の入所児童数には市外から市内保育施設への入所児童を含む

各公立保育所及び私立保育園、私立認定こども園の入所率（各年 4 月 1 日現在）

保育施設	定員	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		入所児童数	入所率	入所児童数	入所率	入所児童数	入所率
高麗保育所	90 人	60 人	67%	55 人	61%	46 人	51%
高麗川保育所	100 人	73 人	73%	71 人	71%	63 人	63%
高根保育所	120 人	48 人	40%	59 人	49%	56 人	47%
公立保育所 3 園合計	310 人	181 人	58%	185 人	60%	165 人	53%
私立保育園 5 園合計	480 人	459 人	96%	459 人	96%	456 人	95%
私立認定こども園 2 園合計	172 人	149 人	87%	161 人	94%	168 人	98%
地域型保育事業所合計	31 人	22 人	65%	21 人	61%	21 人	58%

資料 子育て応援課

保育定員数と入所児童数の推移（各年度4月現在）

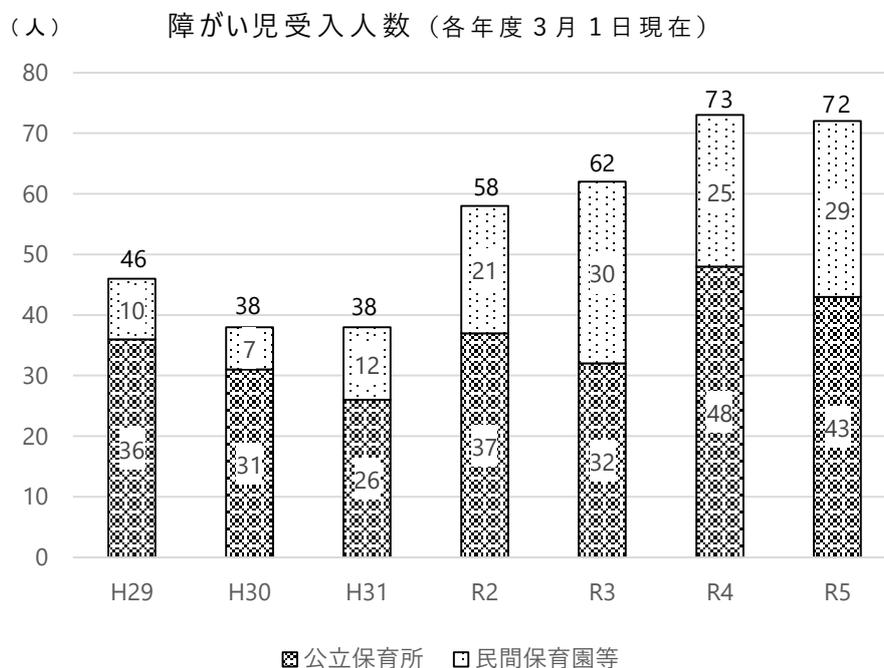


資料 子育て応援課

(4) 要加配児童数の推移

加配*が必要な児童数については、近年特に増加しています。

※加配 発達が緩やかであるなど特別な配慮が必要な児童を受け入れるための保育士を増員して配置すること。

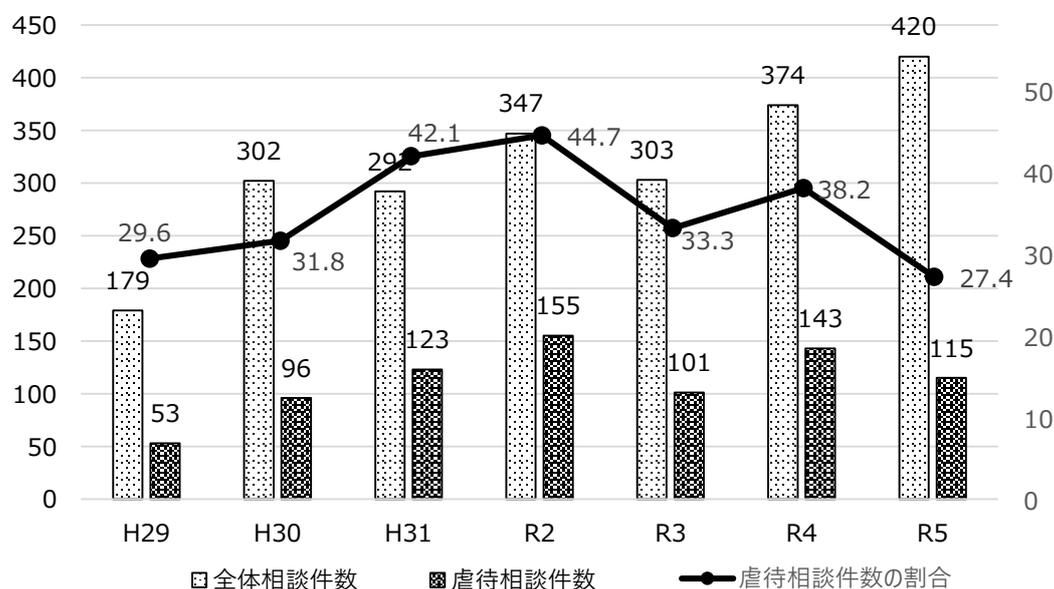


資料 子育て応援課

(5) 児童相談件数の推移

日高市の児童相談件数は保育（育児）に関する相談が多数を占め、増加傾向にあります。なお、全体相談件数に占める虐待相談件数の割合は、横ばい傾向となっています。

児童相談全体件数と虐待相談件数 (各年度3月31日現在)



資料 子育て応援課

3 公立保育所の状況

(1) 公立保育所の施設の状況

高麗川保育所及び高麗保育所は、建築から34年以上が経過していますが、各設備の更新工事を行うなど、施設の長寿命化を図っています。

高根保育所は、建築から47年が経過しており、児童の安全を確保できるよう随時建物の修繕に努めていますが、老朽化が著しいため、公共施設再編計画を踏まえて実情に合わせた再編を検討する必要があります。

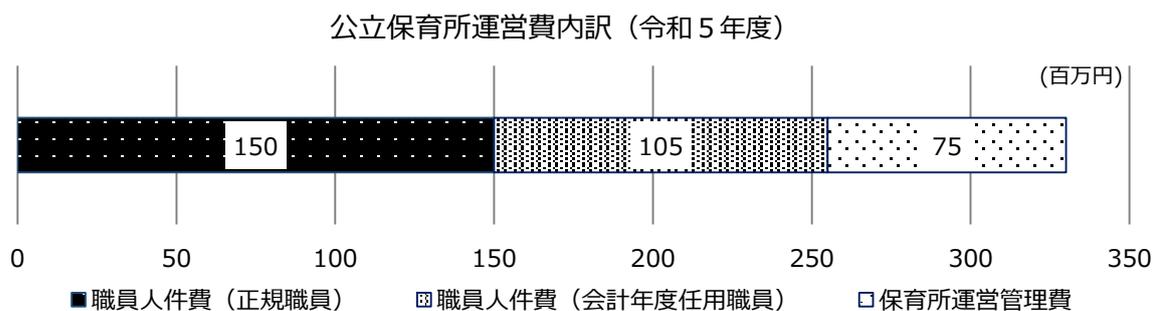
■公立保育所一覧

施設名	建築年	構造	延床面積	耐震安全性
高麗保育所	1988年	鉄筋コンクリート造	634.83㎡	○
高麗川保育所	1990年	鉄筋コンクリート造	569.48㎡	○
高根保育所	1977年	鉄筋コンクリート造	732.39㎡	○

資料 日高市公共施設再編計画

(2) 公立保育所の運営費

公立保育所の運営費の内訳をみると、職員人件費（正規職員・会計年度任用職員）が全体の約8割を占めています。



資料 子育て応援課

(3) 公立保育所の保育士の状況

公立保育所における保育士は、令和5年4月1日現在、正規職員が22人、会計年度任用職員が47人配置されています。

公立保育所における保育士数（令和5年4月1日現在） 単位：人

施設名	正規職員	会計年度任用職員	合計
高麗保育所	7	15	22
高麗川保育所	8	16	24
高根保育所	7	16	23
計	22 (31.9%)	47 (68.1%)	69 (100.0%)

資料 子育て応援課

■保育士の平均勤続年数の比較

公立保育所と民間保育園の保育士の平均勤続年数を比較すると、公立保育所が民間保育園を約5年上回っています。

	公立保育所	民間保育園
保育士の平均勤続年数	14.8年	8.4年

※1：令和5年4月1日現在

※2：公立保育所については、正規職員（所長を除く。）

※3：民間保育園については、常勤、非常勤を含む（施設長、主任保育士を除く。）

資料 子育て応援課

4 保育を取り巻く課題

(1) 就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し

本市では民間保育施設の整備効果もあり、平成27年度から「待機児童0人」を継続しています。

また、出生数の減少により、就学前児童数は年々減少しており、今後もこの状態は続くものと考えられます。近年では、どの公立保育所も定員に満たない状態で、中には、定員の半数に満たない保育所も出てきています。

これまで整備を進めてきた民間保育施設の体制を維持しつつ、市全体で適正な定員設定とする必要があります。

(2) 保育の質の確保

人口減少が進展する中であっても、共働き世帯の増加や働き方の変化に対応する国の政策動向により、一定程度の保育需要が今後も見込まれるとともに、保育ニーズも多様化していく傾向にあります。

近年では、認定こども園や地域型保育事業などにより様々な保育サービスが提供されており、民間保育施設が保育の担い手として大きな役割を果たしています。

今後、更に進展する人口減少社会にあっては、公立保育所と民間保育施設との役割を明確化するとともに、互いに連携して、保育の質の確保に向けた取組が必要です。

(3) 障がい児等に対する保育ニーズへの対応

近年、障がいがある子ども、発達の緩やかな子ども、虐待が疑われる子どもなど特別な配慮を必要とするケースについて対応が多様化しています。また、医療的ケアが必要な子どもや重度心身障がい児の受入れなどへの対応も必要です。

公立保育所の役割として、公的機関との連携を強化し、専門的な対応が必要となる保育ニーズ等に柔軟に対応していく必要があります。

(4) 公立保育所の施設の老朽化と財政的課題

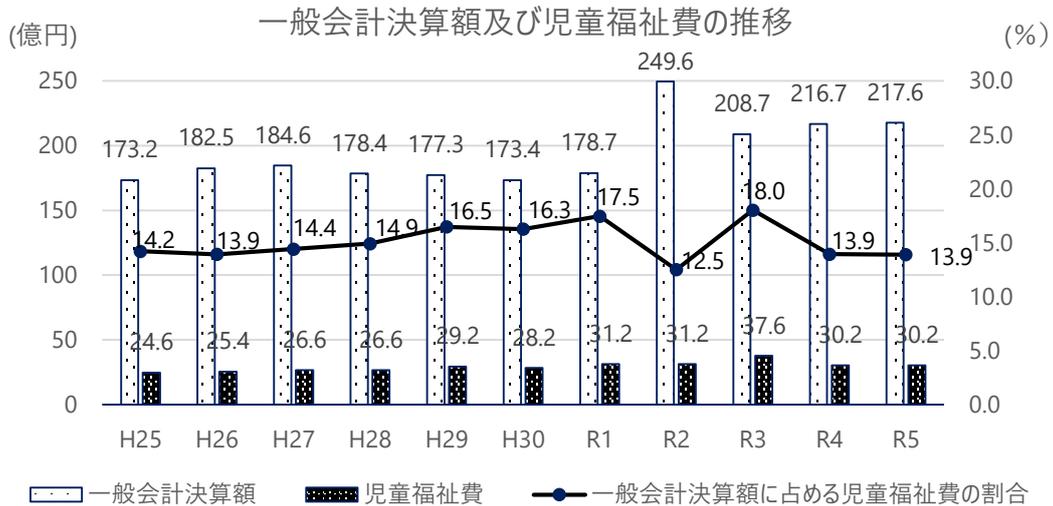
人口増加に合わせて整備されてきた公立保育所は、施設を維持するための改修工事等を実施してきましたが、経年による施設や設備の老朽化が進んでいます。

社会経済情勢の変化や少子化の進展等により、限られた財政状況も踏まえ、今後の公立保育所の方向性を定める必要があります。

【参考】保育関係運営費の推移

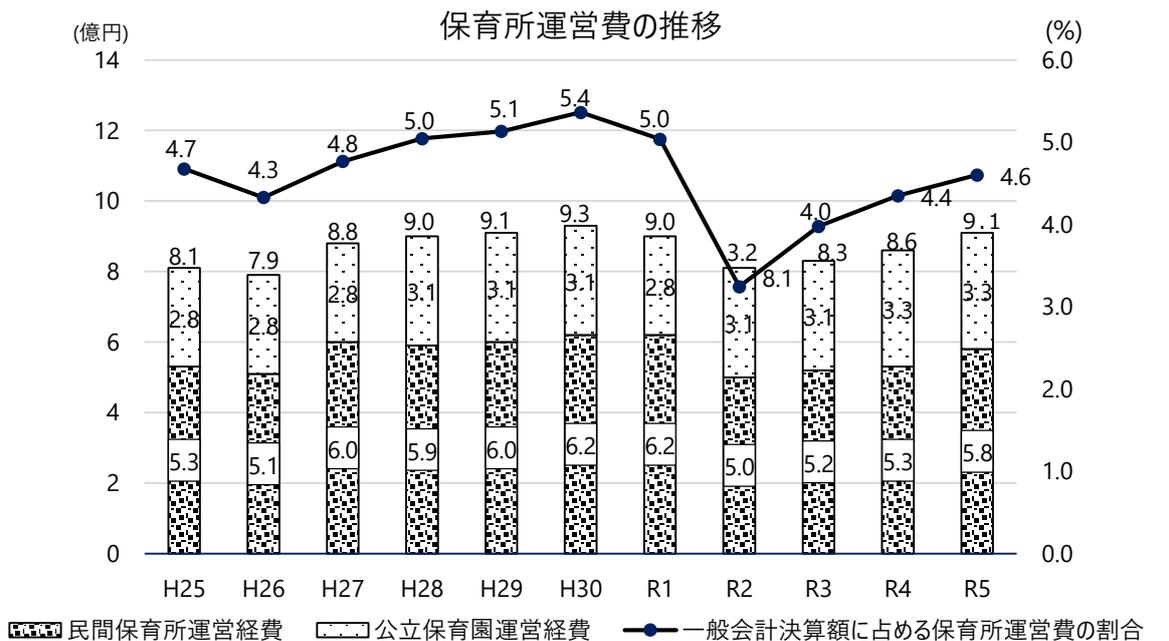
① 一般会計決算額と児童福祉費の推移

本市の児童福祉費については、平成25年度の24.6億円から年々増加し、令和5年度の決算では30.2億円となっています。また、一般会計決算額も増額しているため、一般会計決算額に占める児童福祉費の割合はほぼ横ばいです。



② 保育所運営費の推移

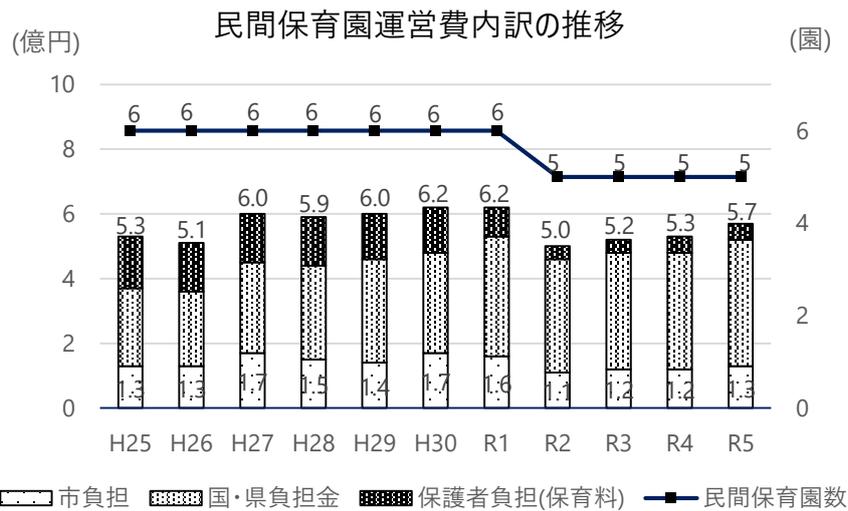
公立保育所と民間保育園の運営費は、平成30年度まで増加していました。令和2年度に民間保育園1園が認定こども園へ移行したため、民間保育園運営経費が一時的に減少しました。



③ 民間保育園運営費内訳の推移

民間保育園の運営費は、主に委託費により賄われており、平成 26 年度から令和元年度までは増加していました。令和 2 年度に民間保育園 1 園が認定こども園へ移行したため、一時的に運営費が減少しました。

本市の負担額についても、平成 26 年度から平成 30 年度の間約 4,000 万円増加しました。



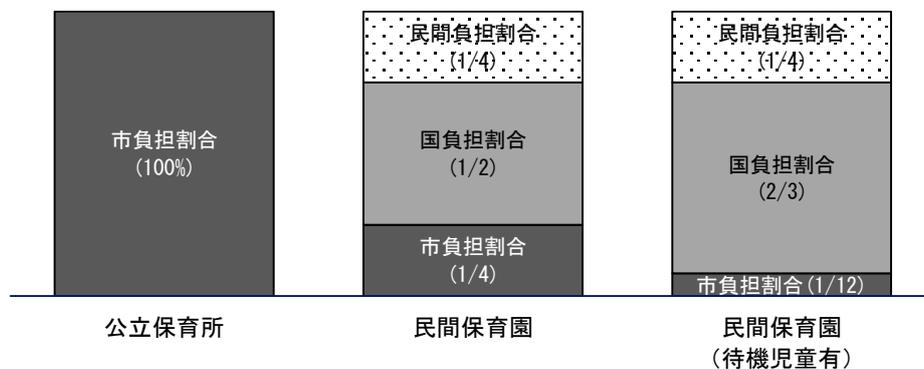
資料 子育て応援課

④ 保育施設の整備費について

平成 16 年度の三位一体の行財政改革により、公立保育所の整備費が一般財源化されています。民間保育園についても国と地方の負担割合が見直され、国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4 となっています。

また、国の子育て安心プランの適用を受け、待機児童が発生している自治体については、国と市の負担割合がそれぞれ 2/3、1/12 となり、国費の拡充が措置されています。

整備費に係る公・民の負担割合比



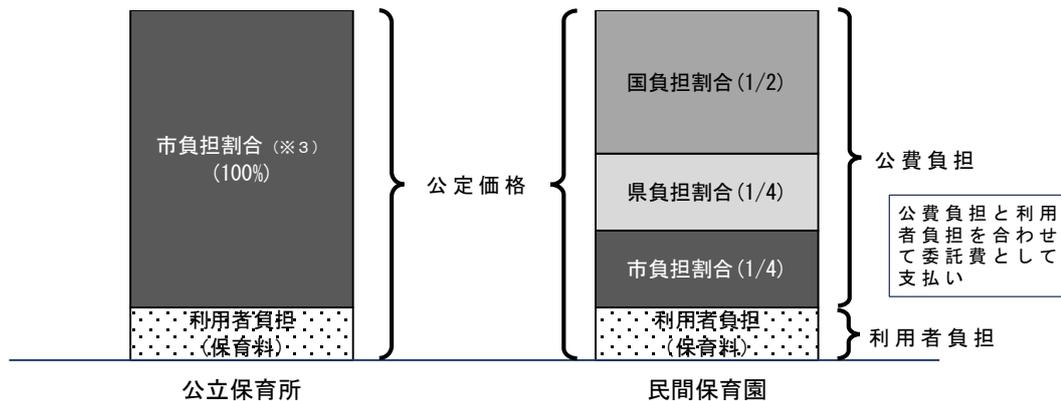
⑤ 保育所の運営費内訳について

公立保育所の運営費については、公定価格※¹から利用者負担額（保育料）を控除した全額が市費による負担となっています。

また、民間保育園の運営費については、公定価格により算定した委託料を支払っていますが、公定価格から利用者負担額を控除した額を国 1/2、県 1/4、市 1/4 の割合で負担しています。

なお、利用者負担額は、幼児教育・保育無償化の実施によりすべての世帯の3歳から5歳までと、住民税非課税世帯の0歳～2歳までが無償化されています。※²

運営費に係る公・民の負担割合



- ※1 公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される。
- ※2 令和元年10月から3歳から5歳までの児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料が無償化されている。
- ※3 公立保育所運営費の市負担額には、国の地方交付税制度により財政措置が行われている。

第3章 今後の公立保育所の役割

子ども・子育てを取り巻く環境は、子育て世帯の核家族化、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の貧困の連鎖など、厳しい状況が継続しています。また、支援が必要な家庭、保護者の就労形態の多様化に伴い、保育に関する新たなニーズへの対応や保育の質の確保も課題と考えられます。

本市における保育施策については、公立保育所、民間保育園、その他保育事業所、それぞれの特徴や役割のもと、保育所保育指針等に基づき保育の理念を実現することにより、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことを基本とします。

このような中で、就学前児童数や地域の保育ニーズの推移、施設の老朽化や財政面、小学校の就学に向けた円滑な連携などについても考慮する中で、公立保育所が果たしていく役割を次のとおりとします。

- 1 地域における子育て支援施設としての役割**
- 2 民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割**
- 3 セーフティネット及び支援が必要な児童の受入体制を確保する役割**

1 地域における子育て支援施設としての役割

(1) 地域の子育て家庭を支援します

公立保育所は、これまで保育施設として運営における知識、経験、技術を蓄積してきました。これを生かし、子どもとの過ごし方、接し方、子育ての楽しみ方を保育士とともに体験する親子教室を開催するなど、子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供します。

また、一時的保育受入枠の拡大、こども誰でも通園制度^{*}の実施により、保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図ります。

^{*}こども誰でも通園制度 保護者の就労要件を問わず預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す制度。現在は一部自治体で試行的導入が開始され、令和8年度から全国実施となる。

(2) 地域での問題解決のため、交流や連携を行います

子どもの健やかな成長を地域全体で支援していくため、地域に開かれた身近な保育施設として、小・中学生（義務教育学校の児童・生徒を含む）の体験学習や実習生の受入れなどの次世代育成支援や、高齢者との世代間交流に取り組んでいきます。

また、子育てに関する相談への対応や民間保育施設への支援などを行うにあたり、地域での問題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、子育て総合支援センター、学校、民生委員・児童委員、地域住民などの関係機関と連携します。

2 民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割

(1) 保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保します

本市の保育所等は、公立と民間ともに、保育所保育指針※を踏まえ、保育士の配置基準や設備の面積基準などに基づいた運営を行い、一定の保育水準を確保した保育が行われています。

また、公立保育所は、乳児保育や障がい児に対する保育など様々な保育を行い、保育方針の確立と保育技術の向上に努めてきました。

こうしたことを踏まえ、公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、民間保育施設と連携し保育の質の確保につなげていきます。

また、長い年月をかけて公立保育所で培った保育を、今後も公立、民間を問わず若い保育士に継承し、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努めます。

※保育所保育指針 認可保育所が遵守すべき保育の基本原則として、保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定められたもの

(2) 民間との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図ります

時代の流れとともに保育のニーズは変化し、近年、その対応が複雑化・多様化していることから、より専門性が求められるとともに、広い視野をもった対応が求められています。

こうした状況に対応するため、公立、民間それぞれの立場で蓄積してきた経験や実績を共有し、保育所あるいは保育士間での共同研修の開催などにより、公立保育所と民間保育施設との連携を強化します。

また、国の動向を踏まえた新たな施策や保育の実施については、迅速な情報提供のほか公立保育所と民間保育施設との共同研修を実施するなど、連携を密に行い保育事業の多様化に対応します。

3 セーフティネット及び支援が必要な児童の受入体制を確保する役割

(1) セーフティネットとして保育の受皿となる機能を維持します

大規模災害の発生や出生数の減少など、保育についてもこれまでに経験したことがない状況を想定した運営が求められています。

災害発生時や民間保育施設の撤退など、不測の事態が発生した際、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、公立保育所を維持します。

(2) 配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保するとともに、民間保育園での受入れを支援します

子育てに困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携等が必要となる、障がい、児童虐待、DVなど、配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保することが求められています。公立保育所は、行政機関の一部として、関係機関や他部署との連携が民間保育施設と比較して取りやすいことから、積極的に受入体制を確保する役割を担います。

また、医療的ケアが必要な児童の受入れについて、速やかに施設整備を行える体制を整えるなどの取組を行います。

さらに、障がいのある児童の受入れにあたっては、他の児童とともに成長していく部分も多くみられることから、保育所での集団生活による学びが得られるよう、適切な受入体制を確保するとともに、障がい児親子教室の開催など、保護者同士が同じ悩みを共有できる仲間づくりのための取組や、児童の不得手な部分を補えるような療育の一端を担う取組を関係機関と連携して展開し、民間保育施設においても積極的な受入れが行われるよう支援を図ります。

【参考】公立保育所と民間保育園について

公立保育所と民間保育施設は、保育所保育指針に基づき、保育を必要とする子どもの健全な心身の発達を図ることを目的として、養護及び教育を一体的に提供しています。

一方、公立保育所と民間保育施設では、組織体制や運営経費に係る財源構成に違いがあるほか、以下のような特長や性格がみられます。

今後についても、公立保育所と民間保育施設それぞれが特長を生かし、相互に補完し高め合いながら、多様なニーズに対応した保育の提供を行うこととします。

■設置主体別の特長など

	公立保育所	民間保育園
特長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育て施設として、在宅で子育てを行う子育て家庭を含めた全ての子育て家庭への支援を図る。 ■ 長い年月をかけて培った公立保育所で行う保育をもとに、各地域の保育の質の確保・向上につなげる役割を担う。 ■ 行政機関の一部として、配慮が必要な家庭や児童に対する保育サービスを提供するとともに、障がいのある児童が民間保育施設においても積極的に受入れが行われるよう支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営ノウハウを生かした運営により、保育サービスの量的確保の中心的役割を担っている。 ■ 多様化する保育需要に対応するためにも、引き続き公立保育所とともに、保育の質の確保に取り組むことが求められる。 ■ 運営主体となる法人の多様性から、独自の保育理念による各園の特長を生かした保育を提供する。
性質	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 年度途中の入所にも対応できるよう全体的な量の調整を行っている。 ◇ 全保育所で同じ全体計画に基づき保育を行う。 ◇ 職員の勤続年数が長い。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保育ニーズの受皿として、年度当初からの入所希望に対応する。 ◇ 法人設立の理念などからそれぞれの園の保育内容に特色がある。 ◇ 職員の勤続年数が公立と比較して短い。
性格	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢に左右されない安定的な保育サービスを提供できる。 ○ 行政機関の一部として困難を抱える家庭への支援を行う。 ○ 地域の子育て支援の拠点として様々な関係機関と連携している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営母体となる法人格の多様性がある。 ○ 各園の理念に基づく特色ある保育を提供する。 ○ 新たな保育ニーズ等への柔軟に対応できる。

第4章 公立保育所の適正配置と定員調整

1 公立保育所の適正配置についての考え方

公共施設の複合化や機能集約に取り組み、施設総量の最適化による財政負担を軽減し、施設を効率よく利用できることで、行政サービスの向上を図ることを目的として策定された「日高市公共施設再編計画～第1期 個別施設計画～」においては今後の需要動向を見定めて必要な施設の更新を行うこととしており、高麗川保育所及び高麗保育所は維持、高根保育所は高根中学校への移転等を検討する再編方針が示されています。

しかしながら、保育を取り巻く現状と課題、今後の公立保育所の役割と在り方を検討し、これまで整備を進めてきた民間保育施設の体制を維持しつつ、市全体での保育施設の配置状況を総合的に勘案し、公立保育所の再編として高根保育所を高麗川保育所へ移転統合します。

なお、高萩・高萩北地区についてはこれまで整備を進めてきた民間保育施設の体制を維持します。

保育所名	在り方	今後の方針
高麗保育所	維持・継続	<ul style="list-style-type: none">・高麗・武蔵台地区の拠点となる保育所として維持、継続する。・今後の未就学児の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適応した定員になるよう調整していく。
高麗川保育所	維持・機能強化 高根保育所と統合	<ul style="list-style-type: none">・高根保育所と統合し、高麗川・高根地区の拠点となる保育所として維持、継続する。・今後の未就学児の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適応した定員になるよう調整していく。・保育に特別な配慮を要する児童の受入れや子育て支援への取り組みなどの基幹保育所としての役割を担う。
高根保育所	高麗川保育所へ 統合	<ul style="list-style-type: none">・定員の充足が見込まれる高麗川保育所に統合する。

2 統合計画について

(1) 高麗川保育所と高根保育所の統合について

令和9年度当初に高麗川保育所と高根保育所を統合します。統合後の高麗川保育所では高根保育所で受入れを行っていた0歳児クラスを新設し、民間保育施設の児童受入状況を考慮しつつ、1～2歳児クラスの定員数を増やします。

また、令和6年度時点で高根保育所の3歳児クラス以上に通所している児童については、高根保育所を卒所まで通所できるように配慮します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
高麗保育所			維持・継続	
高麗川保育所			維持	統合・機能強化
高根保育所			統合	

(2) 高根保育所の入所計画

	0歳			1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	新規	新規	継続										
R6年度	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
R7年度	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	○	○	○	○	○	○
R8年度	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	▲	○	○	○	○
R9年度	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…受入れ可能

▲…卒所まで通所できないが、受入れ可能*

×…募集停止

※卒所まで通所できない児童については、優先的に別の保育施設へ転園ができるよう配慮する。

日高市公立保育所の在り方に関する基本方針

令和6年7月

日高市福祉子ども部子育て応援課

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

電話 042-989-2111(代表)

URL <https://www.city.hidaka.lg.jp/>
